

# 継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(14) —

坂 柳 明

## 1. はじめに一財務諸表の注記に示されていない「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨の記述に注目して

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、坂柳（2018,47-48）では、2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」（〔制度1-1〕）、及び企業会計審議会（2002）の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書(3) 追記情報 ①」（〔制度1-2〕）を参照した上で、「無限定適正意見」を表明する監査人が、「重要な疑義に関する事項」について、監査報告書に追記する場合には、その「重要な疑義に関する事項」は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記されることを指摘し、坂柳（2018,50）では、その「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」に含まれる、「〔その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である〕との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」（※1）が指している情報はるか、あるとしたら、それは

どのような情報か、という問題を提示した。

【制度1-1】—2002年改訂監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 1

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)

【制度1-2】—三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書(3) 追記情報 ①

「…財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する場合には、意見の表明と明確に区分し、監査人からの情報として追記するものとした。…」(傍線筆者)

この問題を考察した結果、詳細については、坂柳(2018)を参照頂きたいが、坂柳(2018,79-80)では、上記の※1は、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味の関係が見られる情報」(※2<sup>1)</sup>)と記述できることを指摘し、前段落で示した問題について、坂柳(2018,83-85)では、※2と記述できる※1は、坂柳(2018,72-73)で示した株式会社千年の杜の2005年個別財務諸表の注記に示されている、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨の

1) 本稿で用いられている※2は、坂柳(2018)では、「※23」と表されている。

記述を一般的に記した、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3<sup>2)</sup>)の記述の形で、「ある」旨を示した。

しかし、坂柳(2018,83-86)では、坂柳(2018,51)で提示した問題、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指している情報があるとして、その情報は、研究上の議論において、監査報告書に示される余地があるのか、という問題について、財務諸表の注記に、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※3が示されている場合には、監査人が、日本公認会計士協会(2003a)の17項([制度1-3])で規定されているように、※3の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※3の記述の内容が適切であると判断している状況を想定すると、その状況においては、※3は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※3は監査報告書に示される余地がない旨を指摘した。その上で、坂柳(2018,86)では、次の問題を提示した。

[制度1-3] 一日本公認会計士協会(2003a), 17項

「監査人は、監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない。監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に係る事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない。」(傍線筆者)

それは、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」

2) 本稿で用いられている※3は、坂柳(2018)では、「※7」と表されている。

(※1) について、研究上の議論において、財務諸表の注記に示すことになる、継続企業の前提に関係する事項を規定している開示制度はあるが、その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示すところの、※1が指している情報があるとして、その情報が財務諸表の注記に「示されていない」場合に、その情報は、監査報告書に示される余地があるのか、という問題(※4<sup>3)</sup>)である。本稿では、この※4を考察する<sup>4)</sup>。この※4を考察することによって、※1が指している情報が、監査報告書に示される余地があることが論証された場合には、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断がなされた上で、その監査人が表明している監査意見が「無限定適正意見」である旨、及び※1が指しているその情報が示されている監査報告書については、次のような理解が可能になる。それは、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報(※1)が指している情報と、監査人が表明している「無限定適正意見」が関係している」という理解(※5)である。

そして、監査報告書について、そのような理解が可能になれば、次のことが言える。それは、※1が指している情報が、[制度1-1]に見られる「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書において、「監査人からの情報」として「追記」される余地があることが論証された場合には、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指しているその情報は、形の上では、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記されるが、上記の※5によって、※1が指している情報と、監査人が表明している「無限定適正意見」が関係していることを踏まえると、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指しているその情報を、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される監査人からの情報」と理解する

3) 本稿で用いられている※4は、坂柳(2018)では、「※24」と表されている。

4) 本稿では、紙幅の都合により、2009年の監査基準改訂前の監査制度に焦点を当てて議論を行う。

必要はない、ということである。このことは、※1が指している情報が、内容としては、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分されるとは言えない監査人からの情報」と理解できることを意味する。

そうすると、(1): 監査人が、監査報告書において表明している「無限定適正意見」と、(2): 形の上では、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指している情報については、次のことが言える。それは、前段落で述べたように、※1が指している情報は、内容としては、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分されるとは言えない監査人からの情報」と理解できるので、「無限定適正意見」が表明されているその監査報告書において、「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指しているその情報を、その情報と「無限定適正意見」という意見の表明が、形の上では明確に区分されることに固執して、その監査報告書において監査人が表明している「無限定適正意見」に、その監査人によって「加えられた」と理解する必要はない、ということである。

そうであれば、①: 監査人が「無限定適正意見」を表明している監査報告書において、その監査人は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される形で、[制度1-1]に見られる「重要な疑義に関する事項」を、「監査人からの情報」として、「無限定適正意見」に加えてよいのか、という研究上の議論を行う必要がある、と考える研究者及び監査制度の設計を担う主体にとっては、前段落で述べた意味で、※1が指している情報を、その監査報告書において監査人が表明している「無限定適正意見」に、その監査人によって「加えられた」と理解する必要はないので、少なくとも、「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になるところの※1が指している情報については、上記の議論は不要になる、という意味の利点があることになる。また、②: 一般的には、監査人が「無限定適正意見」を表明している監査報告書において、その監査人は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される形で、継続企業の前提に関係する「何かの情報」を、監査報告

書上の「情報提供」として（例えば、「強調事項」を示す区分や「説明区分」の形で）、「無限定適正意見」に加えてよいのか、という研究上の議論を行う必要がある、と考える研究者及び監査制度の設計を担う主体にとっては、前段落で述べた意味で、※1が指している情報を、その監査報告書において監査人が表明している「無限定適正意見」に、その監査人によって「加えられた」と理解する必要はないので、少なくとも、監査報告書上の「情報提供」として示される※1が指している情報については、上記の議論は不要になる、という意味の利点があることになる。

ここで、前段落の①及び②で述べた意味の利点を、研究者及び監査制度の設計を担う主体が得るためには、まず、[1]: 監査報告書について、先に示した※5、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報（※1）が指している情報と、監査人が表明している「無限定適正意見」が関係している」という理解が可能であるか、という問題が、解決されなければならない。そして、[2]: この問題が解決されるためには、先に示した問題（※4）が解決されなければならない。その意味で、この※4は、研究者及び監査制度の設計を担う主体が、前段落の①及び②で述べた意味の利点を得るために、解決されなければならない重要な問題であることがわかる。

この※4の考察に当たって、本稿の第2節では、詳細については参照頂きたいが、(1): 株式会社LTTバイオフーマ（以下、「LTT」とする）の2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」には、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）が示されており、この※6は、一般的には、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）、と記すことができること、及び(2): LTTの2008年連結財務諸表の注記には、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※7）は示されているが、同注記には、※6、及び※6を一般的に記述した※3は、示されていないことを指摘する。そして、第2節では、詳細については参照頂

きたいが、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）の記述が、第2節で述べる意味の、「除外事項がある場合の監査人の対応」を生じさせる原因となる記述になるかどうかには留意した上で、一般的に、①：LTTの2008年連結財務諸表の注記に示されている※7の記述、及び同注記には示されていない※3の記述に注目して、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」（※8）を想定し、また、②：LTTの2008年連結財務諸表の注記には示されていないが、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」には示されている※6の記述から示唆を得て、議論の簡単化のために、その会社の経営者が、「特定の事象が将来に発生する」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定すると、その状況においては、その会社の経営者は、財務諸表の注記に示されている※7ではなく、※3を、財務諸表の注記に示さなければならないのか、という問題を考察する。

そして、第2節で述べる意味で、※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」において、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、その会社の経営者は、その財務諸表の注記に、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）を「示さなければならない」とは言えないことを指摘し、第3節の(1)では、※8との関係で生じる問題、即ち、監査報告書上の「追記情報」には、※6を一般的に記述した※3が示されているが、研究上の議論においては、財務諸表の注記に示されていない※3は、その監査報告書に示される余地があるのか、という問題を考察し、第3節の(1)で述べる意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、監査報告書に示される余地があることを指摘する。そして、そのことを前提にして、第3節の(2)では、※8との関係で生じる問題、即ち、監査報告書上の「追記情報」には、※6を一般的に記述した※3が示されているが、研究上の議論においては、財務諸表の注記に示され

ていない※3は、その監査報告書上の「追記情報」に示される余地があるのか、という問題を考察し、第3節の(2)で述べる意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、監査報告書上の「追記情報」に示される余地があることを指摘する。そして、最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

## 2. 財務諸表の注記に、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が示されていない場合に、その旨をその財務諸表の注記に示さなければならぬか

前節で提示した問題を考察するに当たって、まず、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書を見てみよう（[事例2-1]<sup>5)</sup>。この[事例2-1]においては、LTTの監査人によって、「無限定適正意見」が表明され、[事例2-1]上の「追記情報」には、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（前節で示した※6）（傍線筆者）が示されており、この※6は、一般的には、「経営計画等」が「達成可能」であることのような、その会社の経営者が「継続企業を前提として財務諸表を作成すること」を可能にする「特定の事象」が、「将来に発生する」ことを想定した上で、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（前節で示した※3）（傍線筆者）、と記すことができる。

---

5) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。



## 【事例 2-1】—LTTの2008年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した。また、営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった。このため継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」（傍線筆者）

次に、LTTの2008年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）を見てみよう（[事例 2-2]）。この[事例 2-2]には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（前節で示した※7）は示されているが、[事例 2-2]には、[事例 2-1]上の「追記情報」に示されているような、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）、及び※6を一般的に記述した※3、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨は、示されていないことがわかる。

## [事例 2-2] —LTTの2008年連結財務諸表の注記

「当社グループは当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上しました。

また、営業キャッシュフローにつきましても、連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなりました。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。前述の大幅な損失は主に子会社株式会社アスクレピオス株式の評価損及び同社子会社化時に実施したデューデリジェンス費用等の一時的な費用ならびに研究開発費の増加によるものであります。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解決すべく、より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査するとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減に努め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めてまいります。また経営資源の集中の一環として平成20年9月を目処として当社の100%子会社である株式会社ソーレ株式を売却予定であります。

そうした経営基盤のもと当社は今後とも創業ならびに表面改質化技術の研究開発に邁進してまいります。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表及び連結附属明細表には反映しておりません。」

(傍線筆者)

続いて、企業会計審議会（2002）の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み」を見てみよう（[制度 2-1]）。この [制度 2-1] の中の、「その疑義に関わる事項」（傍線筆者）に見られる「その疑義」は、[制度 2-1] の内容を踏まえると、[制度 2-1] の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」（傍線筆者）に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、[制度 2-1] に見られる「その疑義に関わる事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」（傍線筆者）に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関わる事項」を指している、ということに

なる。このことを踏まえて、以下の議論では、[制度2-1]に見られる「その疑義に関わる事項」を「重要な疑義に関わる事項」と記す。

[制度2-1] 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み

「監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間（少なくとも決算日から1年間）について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する。

その結果、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば（他に除外すべき事項がない場合には）無限定適正意見を表明し、それらの開示が適切でなければ除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は不適正意見を表明する。なお、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書において、財務諸表が継続企業の前提に基づき作成されていることや当該重要な疑義の影響が財務諸表に反映されていないことなどを含め、当該重要な疑義に関する開示について情報を追記することになる。…」(傍線筆者)

また、前節で示した2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」([制度1-1])を見ると、この[制度1-1]の中の、「その重要な疑義に関わる事項」(傍線筆者)に見られる「その重要な疑義」は、[制度1-1]の内容を踏まえると、[制度1-1]の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」を指している、推察されるので、[制度1-1]に見られる「その重要な疑義に関わる事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関わる事項」を指している、ということになる。このことを踏まえて、以下の議論では、[制度1-1]に見られる「その重要な疑義に関わる事項」を、「重要な疑義に関わる

事項」と記す。

他方、[事例2-2]には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※7)の記述は示されているが、[事例2-2]には、[事例2-1]上の「追記情報」に示されているような、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)の記述は、示されていないので、この※7の記述及び※6の記述との関係では、次の問題が生じる。それは、〈1〉:[事例2-2]には示されていないが、[事例2-1]上の「追記情報」には示されている※6の記述から示唆を得て、議論の簡単化のために、LTTの経営者が、「経営計画等が達成可能である」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定すると、その状況においては、LTTの経営者は、[事例2-2]に見られる※7ではなく、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6を、[事例2-2]に示さなければならないのか、という問題(※9)である。また、※7の記述、及び※6の記述を一般的に記した※3の記述、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨の記述との関係では、次の問題が生じる。それは、一般的に、〈2〉:(1):上で示したところの、[事例2-2]に示されている※7の記述、及び[事例2-2]には示されていない※3の記述に注目して、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」(前節で示した※8)を想定し、また、(2):[事例2-2]には示されていないが、[事例2-1]上の「追記情報」には示されている※6の記述から示唆を得て、議論の簡単化のために、その会社の経営者が、「特定の事象が将来に発生する」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定すると、その状況においては、その会社の経営者は、財務諸表の注記に示されている※7ではなく、※3を、財務諸表の注記に示さなければならないのか、という問題(※10)である。

以上の2つの問題、即ち、※9及び※10のうち、《1》:※9との関係では、

前段落の〈1〉で述べたような、LTTの経営者が、「経営計画等が達成可能である」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況において、LTTの経営者が、[事例2-1]上の「追記情報」には示されている※6を、[事例2-2]に「示さなければならない」にもかかわらず、※6を、[事例2-2]に示していない場合には、LTTの監査人の対応について、次のことが言える。それは、①：[制度2-1]に見られる考えに従うLTTの監査人にとっては、※6の記述が、[事例2-2]に「適切に開示されて」いないことになる、ということであり、また、②：以下に示す2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 2」（[制度2-2]）に従うLTTの監査人は、※6が、[事例2-2]に「適切に記載されていない」と判断することになる、ということである。また、《2》：※10との関係では、前段落の〈2〉で述べたような、その会社の経営者が、「特定の事象が将来に発生する」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況において、その会社の経営者が、監査報告書上の「追記情報」には示されている※3を、財務諸表の注記に「示さなければならない」にもかかわらず、※3を、その財務諸表の注記に示していない場合には、その会社の監査人の対応について、次のことが言える。それは、③：[制度2-1]に見られる考えに従う監査人にとっては、※3が、その財務諸表の注記に「適切に開示されて」いないことになる、ということであり、また、④：[制度2-2]に従う監査人は、※3が、その財務諸表の注記に「適切に記載されていない」と判断することになる、ということである。以上の、《1》の①及び②で示した監査人の対応、そして、《2》の③及び④で示した監査人の対応を、本稿では「除外事項がある場合の監査人の対応」と記す<sup>6)</sup>。

6) 本文の《1》及び《2》で述べた内容を見ると、本文の《1》及び《2》で述べた内容は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」が、[事例2-2]に示されていない※6、及び財務諸表の注記に示されていない※3を指しているかどうかに関係なく、成立することがわかる。そのため、本文の《1》及び《2》においては、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」と、[事例2-2]に示されていない※6、

## [制度 2-2] —2002年改訂監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 2

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。」(傍線筆者)

そうすると、次のことがわかる。それは、先に示した※9及び※10がどのように解決されるかによって、[1]:[事例2-2]に示されていないところの、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)の記述、及び[2]:財務諸表の注記に示されていないところの、※6の記述を一般的に記した※3の記述、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨の記述が、前段落で示した「除外事項がある場合の監査人の対応」を生じさせる原因となる記述になるかどうかが決まり、※6の記述及び※3の記述が、そのような記述にならないとしたら、その2つの記述に注目することによって、既に知られている「除外事項がある場合の監査人の対応」以外の監査人の対応が、導かれる余地が出てくる、ということである。このことを踏まえると、先に示した※9及び※10の考察は、重要であることがわかる。

そこで、以下では、先に示した※9及び※10を考察する。まず、〈1〉:坂柳(2018,58-59)では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」とする)(2002年10月18日改正)の第8条の14([制度2-3])<sup>7)</sup>を示し、坂柳(2018,69-70)では、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、

及び財務諸表の注記に示されていない※3との関係に言及していない。

7)「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2002年10月18日改正)の第15条の9では、本文に示した財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が記されている。

「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※7）が明確に示されているとは言えない〔制度2-3〕においては、※3は、その会社の経営者が「注記しなければならない」事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である旨を示した<sup>8)</sup>。また、〈2〉：坂柳（2018,59）では、日本公認会計士協会（2002b）の「6. 継続企業の前提に関する注記」（〔制度2-4〕）を示し、坂柳（2018,70）では、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※7）は示されているが、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提としている」旨が明確に示されているとは言えない〔制度2-4〕においては、※3は、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である旨を示した<sup>9)</sup>。そして、〈3〉：坂柳（2018,70）では、上の〈1〉及び〈2〉で示したことを踏まえて、「その会社の経営者が※3を財務諸表の注記に示すこと」は、〔制度2-3〕及び〔制度2-4〕の規定内容に反しているわけではないことを指摘した。

#### 〔制度2-3〕—財務諸表等規則，第8条の14

「貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営

8) 本稿で用いられている〔制度2-3〕は、坂柳（2018）では、「〔制度2-1〕」と表されている。また、本稿で用いられている※7は、坂柳（2018）では、「※10」と表されている。そして、脚注2で示したように、本稿で用いられている※3は、坂柳（2018）では、「※7」と表されている。

9) 本稿で用いられている〔制度2-4〕は、坂柳（2018）では、「〔制度2-2〕」と表されている。

## 計画

四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」(傍線筆者)

〔制度2-4〕一日本公認会計士協会(2002b), 6. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

そうすると、先に示した〔事例2-1〕上の「追記情報」には、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)が示されているが、この※6、及び※6を一般的に記述した※3、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨との関係で、先に示した※10については、次のことが言える。それは、

【1】：先ほど述べたように、(1)：〔制度2-3〕においては、※3は、その会社の経営者が「注記しなければならない」事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であり、「その会社の経営者が※3を財務諸表の注記に示すこと」は、〔制度2-3〕の規定内容に反しているわけではないので、また、(2)：〔制度2-4〕においては、※3は、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表



の注記に示す事項」であり、「その会社の経営者が※3を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-4]の規定内容に反しているわけではないので、※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」において、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、その会社の経営者は、その財務諸表の注記に、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3)を「示さなければならない」とは言えない、ということである。

他方、先に示した※9については、次のことが言える。それは、上記の※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」を想定する場合に、前段落の【1】で述べた意味で、その会社の経営者は、その財務諸表の注記に、※3を「示さなければならない」とは言えないので、【2】：※3の記述を1つの具体的な形で記した※6の記述に注目すると、LTTの経営者は、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]」(※11)に、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されている」旨(※6)を「示さなければならない」とは言えない、ということである。

3. 「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が監査報告書に示される余地（その旨が財務諸表の注記に示されていない場合）

- (1) 「無限定適正意見」を表明する監査人の、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との判断と関係している、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が、監査報告書に示される余地
- 前節の最後から2つ目の段落で示した【1】では、そこで述べた意味で、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」（※8）において、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、その会社の経営者は、その財務諸表の注記に、※3を「示さなければならない」とは言えないことを指摘した。このことから、本稿で想定している上記の※8と整合する状況として、改めて、「財務諸表の注記に、※3が示されていない」状況を想定することができる。また、前節の最後の段落で示した【2】では、そこで述べた意味で、LTTの経営者は、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]」（※11）に、※6を「示さなければならない」とは言えないことを指摘した。このことから、本稿で想定している上記の※11と整合する状況として、改めて、「[事例2-2]に、※6が示されていない」状況を想定することができる。そうすると、(1):この「[事例2-2]に、※6が示されていない」状況から想定される、「[事例2-2]に示されていない※6の記述」、及び(2):上記の「財務諸表の注記に、※3が示されていない」状況から想定される、「財務諸表の注記に示されていない※3の記述」について、※6及び※3は、「重要な疑義」が認められるところの、「継続企業の前提」に関係する事項である、という意味で、※6の記述及び※3の記述は、「重要な疑義に関わる記述」である、と解釈できるが、上の「[事例2-2]に示されていない※6の記述」、及び上の「財務諸表の注記に示されていない※

3の記述」については、次の2つのことが言える。

まず、1つ目は、①：※6は、[事例2-2]に示されていないので、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」にはならない、という解釈ができるということである。また、2つ目は、②：※3は、財務諸表の注記に示されていないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」にはならない、という解釈ができるということである<sup>10)</sup>。

他方、前段落で述べたところの、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」にはならない、と解釈できるところの、

---

10) 本文では、読者にとって、本稿の議論が理解しやすくなるように、(1):「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）が[事例2-2]に示されていないこと、及び(2):「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）が財務諸表の注記に示されていないことを理由に、※6及び※3が、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」にはならない旨の解釈を示している。他方、[事例2-2]に示されていない※6、及び財務諸表の注記に示されていない※3が、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる、と考える場合には、何を監査人が監査報告書に「追記」することになるのか、あるいは何を監査人が監査報告書に「追記情報」として記載することになるのか、についての本節の(2)の議論を踏まえた上で、次の状況を想定することができる。

それは、①:[事例2-2]に示されていない※6の記述、及び財務諸表の注記に示されていない※3の記述が、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報になり、また、②:※6及び※3が、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になり、そして、③:※6及び※3が、本節の(2)で示す日本公認会計士協会(2003a)の20項で想定されている「重要な疑義に関する事項」になる状況である。この状況においては、[1]:[事例2-2]に※6が示されず、かつ、[事例2-1]上の「追記情報」にも※6が示されない状況、及び[2]:財務諸表の注記に※3が示されず、かつ、監査報告書上の「追記情報」にも※3が示されない状況が生じ得るが、筆者は、この2つの状況に注目する意味は乏しい、と考えたため、本文では、この2つの状況には言及していない。

※6及び※3との対比で、[事例2-2]に示されている「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※7)、及び[事例2-2]を踏まえて一般的に想定される場所の、財務諸表の注記に示されている※7については、次のことが言える。それは、※7、即ち、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨は、「重要な疑義」が認められる場所の、「継続企業の前提」に係る事項である、という意味で、※7は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる、ということである。

そうすると、①：※11、即ち、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]」、あるいは、②：※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」においては、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、【1】：前段落で述べたように、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※7)は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になるので、上の①で示した※11においては、[1]：[制度2-1]に見られる考えに従うLTTの監査人にとって、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる※7が、[事例2-2]に「適切に開示されて」おり、「他に除外すべき事項がない場合には」、そのLTTの監査人は、[制度2-1]に見られる考えに従って、「無限定適正意見」を表明することになり、[2]：LTTの監査人が、[制度1-1]に従って、そこで想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる※7が、[事例2-2]に「適切に記載されていると判断」し、[制度2-1]に見られるように、「他に除外すべき事項がない場合には」、そのLTTの監査人は、[制度1-1]に従って、「無限定適正意見」を表明することになる、ということである。また、2つ目は、【2】：前段落で述べたように、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※7)は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になるので、上の②で示した※8においては、[1]：一般的に、[制度2-1]に見られる考えに従う監査人にとって、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」

になる※7が、財務諸表の注記に「適切に開示されて」おり、「他に除外すべき事項がない場合には」、その監査人は、[制度2-1]に見られる考えに従って、「無限定適正意見」を表明することになり、また、[2]：一般的に、監査人が、[制度1-1]に従って、そこで想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる※7が、財務諸表の注記に「適切に記載されていると判断」し、[制度2-1]に見られるように、「他に除外すべき事項がない場合には」、その監査人は、[制度1-1]に従って、「無限定適正意見」を表明することになる、ということである。

ここで、前段落で言及したところの、監査人が表明する「無限定適正意見」との関係で、第1節に示した[制度1-3]を参照すると、[制度1-3]に従う監査人は、「無限定適正意見」という監査意見の表明時点において、「継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうか」について判断しなければならない<sup>11)</sup>。このことを踏まえた上で、本稿の以下の議論において

---

11) 第1節に示した[制度1-3]においては、監査人は、「監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」とされているが、日本公認会計士協会(2002a)の17項(☆1)では、次のように記されている。

「監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない。監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない。」(傍線筆者)

この☆1を、第1節に示した[制度1-3]と対比すると、☆1においては、監査人が「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」時点が、[制度1-3]に見られるような、「監査意見の表明時点」であるかどうか、明確に示されていないことがわかる。本稿では、議論を明確にするために、監査人が監査意見を表明する時点において、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」状況を想定しているので、本稿では、上記の☆1ではなく、[制度1-3]に従う監査人を想定している。

は、議論の簡単化のために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、継続企業を前提として作成された財務諸表を監査した監査人が、監査意見の中の、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している状況を想定する。

他方、※11、即ち、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]」との関係では、次の問題が生じる。それは、(1)：[事例2-1]上の「追記情報」には、※6が示されているが、研究上の議論においては、[事例2-2]に示されていない※6は、[事例2-1]に示される余地があるのか、という問題(※12)である。また、※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」との関係では、次の問題が生じる。それは、(2)：監査報告書上の「追記情報」には、※6を一般的に記述した※3が示されているが、研究上の議論においては、財務諸表の注記に示されていない※3は、その監査報告書に示される余地があるのか、という問題(※13)である。

この※12及び※13を考察するに当たっては、まず、次の説明ができる。それは、LTTの経営者が行う評価についての前節の議論を踏まえた上で、〈1〉：※6が示されていない[事例2-2]を含めたLTTの2008年連結財務諸表を監査した結果、[事例2-1]に見られるような、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断しているLTTの監査人は、LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者による評価が適切である、と判断した上で、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している、という説明である。

また、一般的には、次の説明ができる。それは、その会社の経営者が行う評価についての前節の議論を踏まえた上で、〈2〉：※3が示されていない注記を含めた財務諸表を監査した結果、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「そ

の会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人<sup>12)</sup>は、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者による評価が適切である、と判断した上で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している、という説明である。

以上の2つの説明を踏まえると、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、[1]: ※6の記述には、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断しているLTTの監査人によって、適切であると判断されているところの、LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価が示されている、という意味で、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と、※6の記述は、関係しているということである。また、2つ目は、[2]: ※3の記述には、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、※3の記述は、関係しているということである。

他方、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、継続企業を前提として

---

12) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「※3が示されていない注記を含めた財務諸表を監査した結果、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人」(☆2)と記す必要がある場合でも、この☆2から、「※3が示されていない注記を含めた財務諸表を監査した結果、」を省くことにする。

作成された財務諸表を監査した監査人が、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している場合に、その監査人による、その財務諸表に対する監査意見が「無限定適正意見」である旨は、その監査人の監査報告書に示されるが、先に述べたように、[制度1-3]に従う監査人は、「無限定適正意見」という監査意見の表明時点において、「継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうか」について判断しなければならないことを踏まえると、次のことがわかる。それは、(1):「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と、(2): LTTの監査人が、[事例2-1]において表明している「無限定適正意見」は関係している、ということであり、また、①:「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、②: その監査人が、監査報告書において表明している「無限定適正意見」は関係している、ということである。

そうすると、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、《1》: ※11, 即ち、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない [事例2-2]」においては、2つ前の段落の[1]で述べた意味で、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と、※6の記述が関係しており、前段落で述べた意味で、(1):「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と、(2): LTTの監査人が、[事例2-1]において表明している「無限定適正意見」は関係している、というので、※6の記述は、LTTの監査人が[事例2-1]において表明している「無限定適正意見」と関係している、ということである。また、2つ目は、《2》: ※8, 即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」においては、2つ前の段落の[2]で述べた意味で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成



することは適切である」との監査人の判断と、※3の記述が関係しており、前段落で述べた意味で、①：「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、②：その監査人が、監査報告書において表明している「無限定適正意見」は関係しているもので、※3の記述は、監査人が監査報告書において表明している「無限定適正意見」と関係している、ということである。

そうであれば、[1]：前段落の《1》で述べたことより、※3の記述を1つの具体的な形で記した※6の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨の記述は、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と関係している記述であること、及び[2]：LTTの監査人が[事例2-1]において表明している「無限定適正意見」は、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と関係しているところの「無限定適正意見」であることを踏まえると、研究上の議論においては、次の考えを提示することができる。それは、(1)：※11、即ち、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]」、及び(2)：前節で示したところの、LTTの経営者が、「経営計画等が達成可能である」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定する場合に、

【1】：「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と関係しているところの、そのLTTの監査人が表明する監査意見が「無限定適正意見」である旨が、[事例2-1]に示されるのであれば、【2】：※11、即ち、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]」において、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断しているLTTの監査人によって、適切であると判断されているところの、LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画

等が達成可能である」というLTTの経営者の評価を、LTTの利害関係者に対して示す必要がある、とそのLTTの監査人が判断した場合には、そのLTTの監査人による、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との判断と関係している※6が、[事例2-1]に示されることになる、という考え(※14)である<sup>13)</sup>。

また、[3]:2つ前の段落の《2》で述べたことより、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3)の記述は、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と関係している記述であること、及び[4]:監査人が監査報告書において表明している「無限定適正意見」は、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と関係しているところの「無限定適正意見」であることを踏まえると、研究上の議論においては、次の考えを提示することができる。それは、(1):※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示され

---

13) ここで、研究上の議論においては、次の2つのことが指摘できる。まず、1つ目は、(1):※11、即ち、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]においては、①:[制度2-1]に見られる考えに従うLTTの監査人にとって、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる※7が、[事例2-2]に「適切に開示されて」おり、「他に除外すべき事項がない場合には」、そのLTTの監査人は、[制度2-1]に見られる考えに従って、「無限定適正意見」を表明するが、※6を、[事例2-1]には示さない旨の主張、及び②:LTTの監査人が、[制度1-1]に従って、そこで想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる※7が、[事例2-2]に「適切に記載されていると判断」し、[制度2-1]に見られるように、「他に除外すべき事項がない場合には」、そのLTTの監査人は、[制度1-1]に従って、「無限定適正意見」を表明するが、※6を、[事例2-1]には示さない旨の主張が、成立するということである。また、2つ目は、(2):上記の※11において、[事例2-2]に示されている※7が、[事例2-1]に示される余地があるのか、という問題について、LTTの監査人が、[制度1-3]で規定されているように、[事例2-2]に示されている※7の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※7の記述の内容が適切であると判断している状況においては、※7は、さらに[事例2-1]に示される必要がない、という意味で、※7は[事例2-1]に示される余地がない、ということである。

ているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」、及び②：前節で示したところの、その会社の経営者が、「特定の事象が将来に発生する」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定する場合に、【3】：「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と関係しているところの、その監査人が表明する監査意見が「無限定適正意見」である旨が、その監査報告書に示されるのであれば、【4】：※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」において、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価を、その会社の利害関係者に対して示す必要がある、とその監査人が判断した場合には、その監査人による、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との判断と関係している※3が、監査報告書に示されることになる、という考え（※15）である<sup>14)</sup>。

---

14) ここで、研究上の議論においては、次の2つのことが指摘できる。まず、1つ目は、(1)：※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」においては、①：一般的に、[制度2-1]に見られる考えに従う監査人にとって、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる※7が、財務諸表の注記に「適切に開示されて」おり、「他に除外すべき事項がない場合には」、その監査人は、[制度2-1]に見られる考えに従って、「無限定適正意見」を表明するが、※3を、監査報告書には示さない旨の主張、及び②：一般的に、監査人が、[制度1-1]に従って、そこで想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる※7が、財務諸表の注記に「適切に記載されていると判断」し、[制度2-1]に見られるように、「他に除外すべき事項がない場合には」、その監査人は、[制度1-1]に従って、「無限定適正意見」を表明するが、※3を、監査報告書には示さない旨の主張が、成立するということである。また、2つ目は、(2)：上記の※8において、財務諸表の注記に示されている※7が、監査報告書に示される余地があるのか、という問題について、監査人が、[制度1-3]で規定されているよ

ここで、[事例2-2]には、※6は示されていないが、坂柳(2018,67-71)の議論によって、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3)が、その会社の経営者の任意で、財務諸表の注記に示される余地があることが導かれたことにより、※3を1つの具体的な形で記述した※6は、LTTの経営者の任意で、[事例2-2]に示される余地があることになるが、そのことを踏まえると、次のことが指摘できる。それは、本稿で想定している※11とは異なり、「[事例2-2]に、※6が示されている状況」を想定すると、研究上の議論においては、LTTの経営者が、[事例2-2]に※6、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨を示していることは、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断しているLTTの監査人によって、適切であると判断されているところの、LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価を、そのLTTの経営者が示していることを意味するので、LTTの利害関係者は、LTTの監査人が「無限定適正意見」を表明している[事例2-1]に、※6が示されていなくても、[事例2-2]に示されている※6の記述を見ることによって、上で示した「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価を、知ることができるということである。そうであれば、研究上の議論においては、LTTの経営者が、[事例2-2]に※6を示している場合には、※6は、さらに[事例2-1]に示される必要がない、という意味で、※6は、[事例2-1]に示される余地がない、ということになる。

また、本稿では、一般的な議論において、※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示さ

---

うに、財務諸表の注記に示されている※7の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※7の記述の内容が適切であると判断している状況においては、※7は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※7は監査報告書に示される余地がない、ということである。

れていない状況」を想定しているので、財務諸表の注記には、※3は示されていないが、坂柳（2018,67-71）の議論によって、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）が、その会社の経営者の任意で、財務諸表の注記に示される余地があることが導かれたことにより、次のことが指摘できる。それは、本稿で想定している※8とは異なり、「財務諸表の注記に、※3が示されている状況」を想定すると、研究上の議論においては、その会社の経営者が、財務諸表の注記に※3、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（傍線筆者）を示していることは、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価を、その会社の経営者が示していることを意味するので、その会社の利害関係者は、監査人が「無限定適正意見」を表明している監査報告書に、※3が示されていなくても、財務諸表の注記に示されている※3の記述を見ることによって、上で示した「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価を、知ることができるということである。そうであれば、研究上の議論においては、その会社の経営者が、財務諸表の注記に※3を示している場合には、※3は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※3は、監査報告書に示される余地がない、ということになる。

そうすると、先に示した問題（※12）については、次のことが言える。それは、〈1〉：2つ前の段落で想定した、「[事例2-2]」に、※6が示されている状況」ではなく、※11において提示された※14に従って、「[事例2-2]」に示されていない※6が、「[事例2-1]」に示されることになる、という意味で、「[事例2-2]」に示されていない※6は、「[事例2-1]」に示される余地がある、ということである。また、先に示した問題（※13）については、次のことが言える。それは、〈2〉：前段落で想定した、「財務諸表の注記に、※3が示されて

いる状況」ではなく、※8において提示された※15に従って、財務諸表の注記に示されていない※3が、監査報告書に示されることになる、という意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、監査報告書に示される余地がある、ということである。

- (2) 「無限定適正意見」を表明する監査人の、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との判断と関係している、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が、監査報告書上の「追記情報」に示される余地

ここで、前段落の〈1〉で述べた意味で、[事例2-2]に示されていない※6は、[事例2-1]に示される余地があることを前提にして、以下では、※11、即ち、「※7は示されているが、[事例2-1]上の「追記情報」に見られる※6は示されていない[事例2-2]」との関係で生じる、次の問題を考察する。それは、(1)：[事例2-1]上の「追記情報」には、※6が示されているが、研究上の議論においては、[事例2-2]に示されていない※6は、[事例2-1]上の「追記情報」に示される余地があるのか、という問題(※16)である。また、前段落の〈2〉で述べた意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、監査報告書に示される余地があることを前提にして、以下では、※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」との関係で生じる、次の問題を考察する。それは、(2)：監査報告書上の「追記情報」には、※6を一般的に記述した※3が示されているが、研究上の議論においては、財務諸表の注記に示されていない※3は、その監査報告書上の「追記情報」に示される余地があるのか、という問題(※17)である。

この※16及び※17を考察するに当たって、まず、日本公認会計士協会(2003a)の20項を見てみよう([制度3-1])。この[制度3-1]の(1)~(4)には、監査人が、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」において、「継続企業

を前提として財務諸表を作成することが適切」であり、「当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断した」ときに、「無限定適正意見」を表明した上で、監査報告書に「追記情報」として記載する事項が示されている。

〔制度3-1〕 一日本公認会計士協会（2003a），20項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断したときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容
- (2) 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨
- (3) 当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」（傍線筆者）

次に、《1》：①：この〔制度3-1〕の中の、「当該疑義に関する事項」（傍線筆者）に見られる「当該疑義」は、〔制度3-1〕の内容を踏まえると、〔制度3-1〕の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」（傍線筆者）に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、〔制度3-1〕に見られる「当該疑義に関する事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」（傍線筆者）に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関する事項」を指している、ということになる。このことを踏まえて、以下の議論では、〔制度3-1〕に見られる「当該疑義に関する事項」を、「重要な疑義に関する事項」と記す。また、②：前節で示した〔制度2-1〕の中の、「当該重要な疑義に関する開示」（傍線筆者）に見られる「当該重要な疑義」は、〔制度2-1〕の内容を踏まえると、〔制度2-1〕の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」（傍線筆者）に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、〔制度2-1〕に見られる「当該重要な疑義に関する開示」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認めら

れる場合」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関する開示」を指している、ということになる。このことを踏まえて、以下の議論では、[制度2-1]に見られる「当該重要な疑義に関する開示」を、「重要な疑義に関する開示」と記す。そして、③：第1節で示した[制度1-1]の中の、「当該重要な疑義に関する事項」(傍線筆者)に見られる「当該重要な疑義」は、[制度1-1]の内容を踏まえると、[制度1-1]の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、[制度1-1]に見られる「当該重要な疑義に関する事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関する事項」を指している、ということになる。このことを踏まえて、以下の議論では、[制度1-1]に見られる「当該重要な疑義に関する事項」を、「重要な疑義に関する事項」と記す。

他方、《2》：※11及び※8との関係で、財務諸表の注記に示されている※7については、次のことが言える。それは、本節の(1)で述べた意味で、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」にはならない、と解釈できるところの、※6及び※3との対比で、※7、即ち、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨は、「重要な疑義」が認められるところの、「継続企業の前提」に係る事項である、という意味で、※7は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になる、ということである。

ここで、2つ前の段落の《1》、及び前段落の《2》で述べたことを踏まえると、まず、次の状況を想定することができる。それは、※8との関係で、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になるところの、財務諸表の注記に示されている※7に関して、(1)：※7の記述が、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報になり、また、(2)：※7が、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になり、そして、(3)：※7が、[制度3-1]で想定されている「重



要な疑義に関する事項」になる状況（※18）である。

この※18においては、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になるところの、財務諸表の注記に示されている※7に関して、①：[制度2-1]に見られる考えに従うと、※7の記述は、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」として、監査人が、監査報告書において「追記」することになる情報になり、また、②：※7は、監査人が、監査報告書に「追記」しなければならないところの、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になり、そして、③：※7は、監査人が、監査報告書に「追記情報」として記載するところの、[制度3-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になる。しかし、研究上の議論においては、次のことが言える。

それは、その会社の経営者が、財務諸表の注記に※7を示している場合には、[1]：※7の記述を、さらに[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」として、監査人が、監査報告書において「追記」することになる情報、と捉える必要はなく、また、[2]：※7を、さらに監査人が監査報告書に「追記」しなければならないところの、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」、と捉える必要はなく、そして、[3]：※7を、さらに監査人が監査報告書に「追記情報」として記載するところの、[制度3-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」、と捉える必要はない、ということである。そうすると、以上の[1]～[3]で述べた意味で、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になるところの、財務諸表の注記に示されている※7は、監査報告書上の「追記情報」に示される余地がない、ということになる。

他方、先に示した《1》及び《2》で述べたことを踏まえた上で、次の状況を想定することもできる。それは、※8との関係で、財務諸表の注記に示されている※7は、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」にはなるが、(1)：※7の記述は、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報にはならず、また、(2)：※7

は、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にはならず、そして、(3):※7は、[制度3-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にもならない状況(※19)である。

この※19においては、[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」になるところの、財務諸表の注記に示されている※7に関して、次のことが言える。それは、①:[制度2-1]に見られる考えに従うと、※7の記述は、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」として、監査人が、監査報告書において「追記」することになる情報にはならず、また、②:※7は、監査人が、監査報告書に「追記」しなければならないところの、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にはならず、そして、③:※7は、監査人が、監査報告書に「追記情報」として記載するところの、[制度3-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にもならない、ということである。

一方、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に示す事項について、[制度3-1]を参照すると、次のことがわかる。それは、先に示した※19から示唆を得て、※7は、[制度3-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にはならないが、前節で言及した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※3が、財務諸表の注記に示されていない状況において、※3は、[制度3-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になる、と解釈した上で、[制度3-1]においては、監査人が監査報告書上の「追記情報」に記載する事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、※3が明確に示されているとは言えないので、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3)を示すことは、[制度3-1]の規定内容に反しているわけではない、ということである。

他方、[制度2-1]及び[制度1-1]で示されている内容については、次の解釈が成立する。それは、「先に示した※19から示唆を得て、(1):※7の記

述は、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報にはならないが、前節で言及した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※3が、財務諸表の注記に示されていない状況において、※3の記述は、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報になり、また、(2)：※7は、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にはならないが、前節で言及した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※3が、財務諸表の注記に示されていない状況において、※3は、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になる」という解釈(※20)<sup>15)</sup>である。

そうすると、①：本節の(1)で示した考え(※14及び※15)、及び②：前段落で示した※20、そして、③：2つ前の段落で述べた意味で、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に、※3を示すことは、[制度3-1]の規定内容に反しているわけではないことを踏まえると、先に示した※16については、次のことが言える。それは、【1】：「無限定適正意見」を表明するに当たって、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断しているLTTの監査人によって、適切であると判断されているところの、LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価を、LTTの利害関係者に対して示す必要がある、とそのLTTの監査人が判断した場合には、そのLTTの監査人は、[制度3-1]の規定内容に反しない形で、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と関係しているところの、※3を1つの具体的な形で記

---

15) (1)：[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」が、財務諸表の注記に示されている※7を指している、と解釈する場合でも、(2)：[制度2-1]及び[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関わる事項」が、財務諸表の注記に示されている※7、及び財務諸表の注記に示されていない※3を指している、と解釈する場合でも、※20の内容を見ると、※3が財務諸表の注記に示されていない場合には、本文で示した解釈(※20)は、成立することがわかる。

した※6を、[事例2-1]上の「追記情報」に示すことになるので、[事例2-2]に示されていない※6は、第1節で言及した「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になり、[事例2-1]上の「追記情報」に示される余地がある、ということである。また、先に示した※17については、次のことが言える。それは、【2】:「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価を、その会社の利害関係者に対して示す必要がある、とその監査人が判断した場合には、その監査人は、[制度3-1]の規定内容に反しない形で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのその監査人の判断と関係している※3を、監査報告書上の「追記情報」に示すことになるので、財務諸表の注記に示されていない※3は、第1節で言及した「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書上の「追記情報」に示される余地がある、ということである<sup>16)</sup>。

---

16) 他方、日本公認会計士協会(2003b)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1) 連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提 (イ) 追記情報の内容」には、以下のような「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」(☆3)が示されており、この☆3においては、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※7)は示されているが、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3)は、示されていないことがわかる。このことと、本文の【1】で示したこと、及び本文の【2】で示したことを踏まえると、[制度3-1]に対しては、次の問題が提起できる。それは、[制度3-1]においては、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に記載する事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、※7ではなく、※3が示されなければならないのか、という問題である。

「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は………の状況にあり、

#### 4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)について、研究上の議論において、財務諸表の注記に示すことになる、継続企業の前提に関する事項を規定している開示制度はあるが、その会社の経営者が任意で財務諸表

---

継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

この問題について、①：本文の【1】で示したところの、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価を、LTTの利害関係者に対して示す必要がある、とそのLTTの監査人が判断した場合」(傍線筆者)という記述に見られるように、※6を「事例2-1」上の「追記情報」に示すに当たって、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価」を、LTTの利害関係者に対して示す必要があるかどうかについて、そのLTTの監査人が判断すること、及び②：本文の【2】で示したところの、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価を、その会社の利害関係者に対して示す必要がある、とその監査人が判断した場合」(傍線筆者)という記述に見られるように、※3を監査報告書上の「追記情報」に示すに当たって、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価」を、その会社の利害関係者に対して示す必要があるかどうかについて、その監査人が判断することに注目すると、次のことが言える。それは、日本公認会計士協会(2003b)においては、本稿の脚注13の(2)及び脚注14の(2)の議論を踏まえると、※7が示される形の「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」が示される余地はなく、本文の【1】で示したこと、及び本文の【2】で示したことを踏まえると、※3が示される形の「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」が作られる余地はあるが、上記の①で述べた意味で、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価」を、LTTの利害関係者に対して示す必要があるかどうかについて、LTTの監査人が判断できるようにするためには、また、上記の②で述べた意味で、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価」を、その会社の利害関係者に対して示す必要があるかどうかについて、監査人が判断できるようにするためには、[制度3-1]において、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に記載する事項として、※3が「示されなければならない」とは言えない、ということである。

の注記に示すところの、※1が指している情報があるとして、その情報が財務諸表の注記に「示されていない」場合に、その情報は、監査報告書に示される余地があるのか、という問題（※4）である。

この問題を考察するに当たって、まず、第2節では、(1)：[事例2-1]上の「追記情報」には、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）が示されており、この※6は、一般的には、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）、と記すことができること、及び(2)：[事例2-2]には、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※7）は示されているが、[事例2-2]には、※6、及び※6を一般的に記述した※3は示されていないことを指摘した。そして、第2節では、※3の記述が、第2節で述べた意味の、「除外事項がある場合の監査人の対応」を生じさせる原因となる記述になるかどうかには留意した上で、一般的に、①：[事例2-2]に示されている※7の記述、及び[事例2-2]には示されていない※3の記述に注目して、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」（※8）を想定し、また、②：[事例2-2]には示されていないが、[事例2-1]上の「追記情報」には示されている※6の記述から示唆を得て、議論の簡単化のために、その会社の経営者が、「特定の事象が将来に発生する」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定すると、その状況においては、その会社の経営者は、財務諸表の注記に示されている※7ではなく、※3を、財務諸表の注記に示さなければならないのか、という問題を考察した。そして、[1]：[制度2-3]においては、※3は、その会社の経営者が「注記しなければならない」事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であり、「その会社の経営者が※3を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-3]の規定内容に反しているわけではないので、また、[2]：[制度2-4]においては、※3は、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財

務諸表の注記に示す事項」であり、「その会社の経営者が※3を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-4]の規定内容に反しているわけではないので、※8、即ち、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」において、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、その会社の経営者は、その財務諸表の注記に、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3)を「示さなければならない」とは言えないことを指摘した。

他方、第3節の(1)では、※8との関係で生じる問題、即ち、監査報告書上の「追記情報」には、※6を一般的に記述した※3が示されているが、研究上の議論においては、財務諸表の注記に示されていない※3は、その監査報告書に示される余地があるのか、という問題を考察し、※8において提示されたところの、第3節の(1)で示した※15に従って、財務諸表の注記に示されていない※3が、監査報告書に示されることになる、という意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、監査報告書に示される余地があることを指摘した。そして、そのことを前提にして、第3節の(2)では、※8との関係で生じる問題、即ち、監査報告書上の「追記情報」には、※6を一般的に記述した※3が示されているが、研究上の議論においては、財務諸表の注記に示されていない※3は、その監査報告書上の「追記情報」に示される余地があるのか、という問題を考察し、第3節の(2)の最後の段落の【2】で述べた意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、第1節で言及した「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書上の「追記情報」に示される余地があることを指摘した。

ここで、第1節で示したところの、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報(※1)が指している情報はあるか、あるとしたら、それはどのような情報か、という問題との関係で、詳細については、坂柳(2018)を参照頂きたいが、坂柳(2018,79-80)では、※1は、「その会社の経営者が

継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味の関係が見られる情報」（※2）と記述できることを指摘し、上記の問題について、坂柳（2018,83-85）では、※2と記述できる※1は、坂柳（2018,72-73）で示した株式会社千年の杜の2005年個別財務諸表の注記に示されている、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨の記述を一般的に記した、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）の記述の形で、「ある」旨を示した。そうすると、本稿においても、※2と記述できる※1は、※6の記述を一般的に記した、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）の記述の形で、「ある」ということになる。

そうであれば、先に提示した問題（※4）については、次のことが言える。それは、研究上の議論において、財務諸表の注記に示すことになる、継続企業の前提に関係する事項を規定している開示制度はあるが、その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示すところの、上記の※1が指している情報は、前段落で述べたように、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※3）の記述の形で「ある」ので、第2節で示したところの、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※3については、「財務諸表の注記に、※7は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※3は、示されていない状況」（※8）において提示されたところの、第3節の(1)で示した※15に従って、財務諸表の注記に示されていない※3が、監査報告書に示されることになる、という意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、監査報告書に示され



る余地があることを踏まえると、※1が指している情報、即ち、※3の記述が、財務諸表の注記に「示されていない」場合に、※3の記述は、監査報告書に示される余地がある、ということである。このことが、本稿の結論である。

他方、第3節の(1)で示した※15に従って、※3が、監査報告書に示される余地があることとの関係では、次のことが言える。それは、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価を、その会社の利害関係者に対して示す必要があるかどうかについて、監査人が判断した結果、その会社の経営者の評価を、その会社の利害関係者に対して示す必要がある、と判断したその監査人によって、監査報告書に示される※3は、「その会社の監査人が任意で監査報告書に示す事項」と捉えることができる、ということである。

ここで、2つ前の段落で示した本稿の結論、及び前段落で述べたことを踏まえると、次のことがわかる。それは、一般に、財務諸表の注記に示すこととなる、継続企業の前提に関係する事項を規定している開示制度はあるが、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※3が、財務諸表の注記に「示されていない」場合には、「その会社の監査人が任意で監査報告書に示す事項」と捉えることができる※3は、監査報告書に示される余地がある」という考え(※21)が、成立するということである。そうすると、本稿は、(1): 「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※3と、(2): 「その会社の監査人が任意で監査報告書に示す事項」と捉えることができる※3の関係を、上記の考え(※21)の形で整理したことになる。このように、将来の監査制度の設計に当たって参照され得る、上記の考え(※21)を示したことが、本稿の1つ目の貢献である。

他方、本稿では、第3節の(2)の最後の段落の【2】で述べた意味で、財務諸表の注記に示されていない※3は、第1節で言及した「監査人からの情報」と

して追記される、「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書上の「追記情報」に示される余地があることを指摘したが、本稿の議論と異なり、(1)：[制度2-1]に見られる考えに従うと、※3が、財務諸表の注記に示されている場合でも、※3の記述は、[制度2-1]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報として、監査報告書に「追記」されることになる。また、(2)：[制度1-1]に従うと、※3が、財務諸表の注記に示されている場合でも、※3は、[制度1-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」として、監査報告書に「追記」されることになり、そして、(3)：[制度3-1]に従うと、※3が、財務諸表の注記に示されている場合でも、監査人が、[制度3-1]で想定されている「重要な疑義に関する事項」として、監査報告書上の「追記情報」に、※3を記載することは、[制度3-1]の規定内容に反しているわけではないことになる。

ここで、前段落で述べたことを踏まえると、本稿は、将来の監査制度の設計に当たっての指針が得られるように、前段落の(1)~(3)で示した監査制度の合理性を評価するための枠組みとして、上記の※21を提供したことがわかる。そのような※21を提供したことが、本稿の2つ目の貢献である。

本稿では、紙幅の都合により、次の問題を考察することができなかった。それは、本稿の議論に従うと、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※3)は、監査報告書に示される余地があることになるが、研究上の議論において、「※3が示されることになる、その監査報告書」には、監査人が、[制度1-3]に従って、財務諸表の注記の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、その内容が適切であると判断している記述のうち、その財務諸表の注記に「示されている」ところの、例えば、その会社が「債務超過」である状況、あるいは、その会社にとって「資金調達が困難」である状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況を表す記述は、示される余地があるのか、という問題である。よって、この問題を考察することが、今後の課題である。

[引用文献]

企業会計審議会（2002），企業会計審議会，「監査基準の改訂に関する意見書」，2002年1月25日。

坂柳（2018），坂柳 明，「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(13)—」，『商学討究』（小樽商科大学），第69巻第2・3合併号，2018年12月。

日本公認会計士協会（2002a），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書第22号（中間報告），「継続企業の前提に関する監査人の検討」，2002年7月29日。

日本公認会計士協会（2002b），日本公認会計士協会，監査委員会報告第74号，「継続企業の前提に関する開示について」，2002年11月6日。

日本公認会計士協会（2003a），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書第22号（中間報告），「継続企業の前提に関する監査人の検討」，2003年1月16日改正。

日本公認会計士協会（2003b），日本公認会計士協会，監査委員会報告第75号，「監査報告書作成に関する実務指針（中間報告）」，2003年1月31日。